

議員提出議案第3号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年12月22日提出

尼崎市議会議員	安	浪	順	一
同	光	本	圭	佑
同	別	府	建	一
同	辻		信	行
同	西	藤	彰	子
同	長	崎	く	み
同	松	岡	洋	司
同	西	田	兼	治
同	池	田	り	な
同	寺	井	大	地
同	田	中	淳	司
同	迫	田	敬	一

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年尼崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第9項を付則第10項とし、付則第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、付則第5項の前の見出しを削り、同項を付則第6項とし、同項の前の見出しとして「（期末手当の額の特例）」を付し、付則第4項の見出しを削り、同項の前の見出しとして「（議員報酬の額の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 令和4年1月1日から同年3月31日までの間に限り、第2条第1項の規定の適用については、同項中「797,000円」とあるのは「797,000円に100分の80を乗じて得た金額」と、「71

7,000円」とあるのは「717,000円に100分の80を乗じて得た金額」と、「640,000円」とあるのは「640,000円に100分の80を乗じて得た金額」とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の1項を加える。

- 11 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年尼崎市条例第 号）の施行の日から令和7年6月26日までの間に限り、第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の167.5を乗じて得た額に100分の95」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。